戸部町南部地域

【協定地区の範囲（網掛け部）】

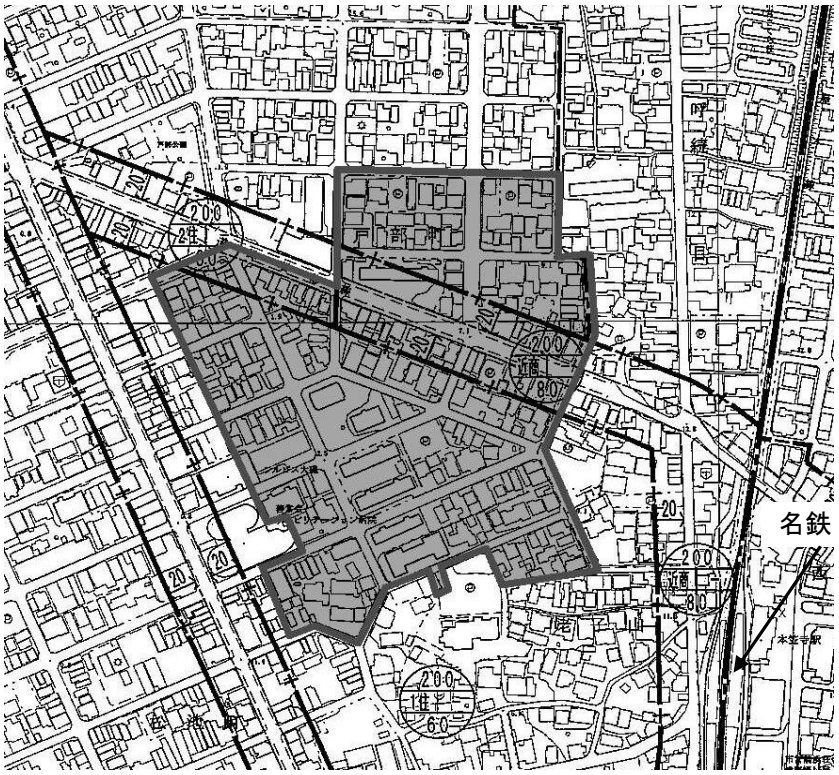

注）上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】　南区戸部町2丁目・3丁目・4丁目・松池町2丁目

*【最初の認可】*平成20年9月1日　*【最近の認可年月日】*平成20年9月1日　*【認可番号】*20指令住建指第32-2号

【有効期間】　平成30年9月1日　より　10 年間

【用途地域】　第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域

【制限の概要】

1　建築物の階数は地階を除き4以下とする。
2　建築物の高さは地盤面から12m以下とする。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域（道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます）で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようにお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課（電話052－972－2918）でご確認ください。